

# 川崎市住宅供給公社工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱

平成27年2月26日

最終改正 平成30年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市住宅供給公社契約規程（平成23年規定第3号）第17条の規定に基づき、工事及び製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）の請負契約に係る最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

## (対象契約等)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、原則として地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定に準ずる契約を除く工事等の請負契約とする。ただし、予定価格（税込）が6億円以上の特殊な工事請負契約及び予定価格（税込）が100万円未満の工事請負契約については、最低制限価格を設定しないことができる。

2 最低制限価格設定案件の当否については、次の各号のとおり定めるものとする。

- (1) 一般競争入札 川崎市住宅供給公社ホームページの「入札・契約情報ページ」（以下「入札・契約情報ページ」という。）の入札公告ページにおいて公告する。
- (2) 指名競争入札 指名通知書に記載する。

3 最低制限価格の設定額については、入札・契約情報ページの入札結果ページ等で公表するものとする。

## (最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出し、予定価格の10分の8から100分の95の範囲内で設定するものとする。

- (1) 「直接工事費の額に100分の100を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額」、「現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額」及び「一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額」の合計額を工事価格で除した割合（以下「算出基礎割合」という。）を算出し、当該算出基礎割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の割合を乗じて得た額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、算出基礎割合が100分の95を超える場合にあっては、当該算出基礎割合を100分の95とし、算出基礎割合が10分の8に満たない場合にあっては、当該算出基礎割合を10分の8とする。

なお、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の額の取扱いについては、次のアからキによるものとする。

ア 鋼橋製作、鋼殻製作等の工場製作に係る経費が直接工事費等と別に積算計上されている場合は、材料費及び労務費並びに間接製作費中の間接労務費は直接工事費に相当する経費として取り扱い、工場管理費は現場管理費に相当する経費として取り扱う。

イ 下水プラント等の電気又は機械設備工事で積算計上されている機器費及び設計技術費は直接工事費に相当する経費として取り扱い、間接工事費中の据付間接費は現場管理費に相当する経費として取り扱う。

ウ 下水プラント等の電気設備の補修等の工事で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び据付間接費を直接工事費（工事原価）として一括計上している場合は、直接工事費（工事原価）及び機器費の合計額に基づき算出基礎割合を算出するものとする。

- エ 下水プラント等の機械設備の補修等の工事で、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、設計技術費、据付間接費及び機器費を直接工事費（工事原価）として一括計上している場合は、直接工事費（工事原価）に基づき算出基礎割合を算出するものとする。
- オ 防水、塗装、建具、解体等の工事で、現場管理費及び一般管理費を諸経費として一括計上している場合は、その合計額を一般管理費に相当する経費として取り扱う。
- カ 工事施工に伴う測量、地質調査等の業務委託料に係る経費が直接工事費等の工事原価と別に積算計上されている場合は、当該業務委託料を除いた工事価格に基づき算出基礎割合を算出するものとする。
- キ 工事施工に伴うスクラップ等の売り出し收入が工事原価とは別に積算計上されている場合は、「直接工事費の額に100分の100を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額」、「現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額」及び「一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額」の合計額から当該収入相当額を減額して算出基礎割合を算出するものとする。
- ク 土木工事の電気又は機械設備工事で積算計上されている間接工事費中の機器間接費は、現場管理費に相当する経費として取り扱う。

(2) 工事等の性質上、前号の規定により難いものについては、同号の規定にかかわらず、予定価格の10分の8から100分の95の範囲内で適宜設定するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。